

# 滝上町出産・子育て応援ギフト支給事業のご案内

## (国の出産・子育て応援交付金事業)

すべての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるように、妊娠・出産の届出後の面談、産後ケアや両親学級等の各種子育て支援事業への連携(伴走型相談支援)と合わせて出産・子育て応援ギフト(経済的支援)の支給を実施します!

### 1. 支給対象者

- ① 出産応援ギフト … 令和 4年 4月 1日以降に妊娠届出書を提出した妊婦
  - ② 子育て応援ギフト … 令和 4年 4月 1日以降に出産し、児童を養育する方
- ※ ② に該当する方で、令和3年度に妊娠届出書を提出している方でも ① が該当になります。

### 2. 支給額

- ① 出産応援ギフト … 妊婦 1人あたり **5** 万円
  - ② 子育て応援ギフト … 児童 1人あたり **5** 万円
- ※ ② は双子や三つ子の場合、児童人数×5万円の支給となります。



### 3. 申請手続き

各ギフトの申請については次のとおりになります。

- ① 出産応援ギフト(妊娠届出時)

保健師等による面談・アンケート実施後に申請書を配布

- ② 子育て応援ギフト(出生届出後)

保健師等による新生児訪問時の面談・アンケート実施後に申請書配布

※ 申請書の添付書類として通帳の写しが必要になります。

① の際は妊婦本人、② の際は養育者の方の通帳をご用意ください。

※ 申請書にご記入いただいた金融機関口座にお振込みいたします。

※ 既に ① ② の面談等実施した対象者の方は、ご自宅に申請書を郵送しますのでご確認下さい

#### こんなときはどうするの？

Q 妊娠の届出、出生の届出の後、引っ越した場合

A 申請する時点でお住いの市町村にご相談ください

Q 里帰り出産の場合

A 住民票のある市町村から支給します。  
住民票のある市町村又は里帰り先での面談が必要です。

Q DV被害等により避難している場合(住民票と異なる住所に住んでいる)

A 住民票がない場合でも面談を実施して支給することが可能です。現にお住いの市町村にご相談ください。

#### “振り込め詐欺”や“個人情報の搾取”にご注意!

自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省(の職員)などかたった不審な電話や郵便があった場合は下記お問い合わせ先や最寄りの警察署(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。

#### 【お問い合わせ先】

保健福祉課子育て支援係

☎ 0158-29-2111(内線 277)